

令和 8 年 8 月 1 8 日
商工労働部経営支援課
043-223-2787

令和 8 年 8 月千葉豪雨に伴う中小企業者への資金繰り支援について

県では、令和 8 年 8 月千葉豪雨により被害を受けた中小企業者の復旧・復興を支援するため、県制度融資による金融支援を行います。

○金融支援【県制度融資】

令和 8 年 8 月千葉豪雨により被害を受けた中小企業者の資金繰りを支援するため、経営の安定に支障を生じている方について、セーフティネット資金における新たな融資対象者とします。

セーフティネット資金（一般枠）

融資対象：令和 8 年 8 月千葉豪雨により被害を受けた中小企業者
※被災の事実を証明する書類（罹災証明書等）が必要

資金使途等：運転資金及び設備資金

融資限度額：8,000 万円

融資利率：1.8%～2.4%

保証料率：0.4%～1.85%（小規模企業者については一部保証料補助あり）

取扱期間：令和 8 年 8 月 1 9 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

○融資のご相談・お申し込みは、下記取扱金融機関へお問い合わせください。

取扱金融機関

（地方銀行）千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター・徳島大正
（信用金庫）千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北・埼玉縣
（信用組合）房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀
（都市銀行）みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな
（信託銀行）三井住友
（中小企業専門金融機関）商工組合中央金庫
（協同組合連合会）東日本信用漁業

なお、今回の大雨により災害救助法の適用を受けた地域※については、国によるセーフティネット保証 4 号の指定が予定されています。指定後は、当該地域の中小企業者は、一般枠よりも低利なセーフティネット資金（市町村認定枠）を利用できるようになります。利用開始の際は、改めてお知らせします。

※千葉市、市川市、船橋市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、館山市、白子町、長柄町、富里市、山武市、酒々井町、九十九里町

■セーフティネット資金（市町村認定枠）

融資対象：市町村長から以下の認定を受けた者

1. 指定地域において 1 年以上継続して事業を行っていること
2. 大雨による影響を受けた後、1 か月間の売上高等が前年同月比 20%以上減少し、その後 2 か月も同様の見込みであること

資金使途等：運転資金及び設備資金

融資限度額：8,000 万円以内

融資利率：1.5%から 2.1%

保証料率：0.75%

【参考】令和 8 年 8 月千葉豪雨に伴う相談窓口

(1) 経営に関する相談

相談窓口：千葉県産業振興センター「チャレンジ企業支援センター」

住 所：千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBGマリブイースト 2 3 階

電話相談：043-299-2907

https://www.ccjc-net.or.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=2820

【開設時間】午前 9 時から午後 5 時（土日・祝日を除く）

(2) 金融に関する相談

相談窓口：千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室

住 所：千葉市中央区市場町 1-1 県庁本庁舎 1 4 階

電話相談：043-223-2707

中小企業制度融資の詳細はこちら⇒

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/chuushou/index.html>

【開設時間】午前 9 時から午後 5 時

※土日・祝日は、ワンストップで経営支援課が対応します。

なお、県内商工会議所、千葉県商工会連合会、千葉県よろず支援拠点、千葉県信用保証協会等においても経営相談に応じています。